

郡山城(本城)

《吉田町吉田》

シリーズ「お城拝見!」第六十一回

安芸高田市歴史民俗博物館
学芸員 秋本哲治

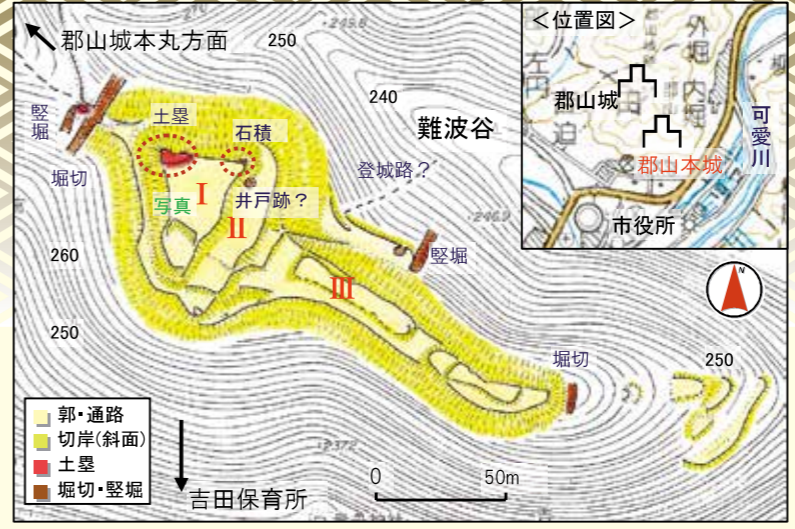
編集後記

今月号では「平和」について特集をしました。当時を知る人も少なくなりつつあります。語り継ぐためにはこれからが正念場と感じました。ボクにとって平和とは、抽象的ですけど「楽しい食卓」をイメージしました。何気ない会話が飛び交う家族が揃う食卓。皆さんも特集を機会に考えみて下さい。
(原田)

私にとつての「平和」とは、「戦争のない世界」です。毎日しっかりと飯を食べて、安心して眠ることができて、自分の周囲にいる人たちと何となしに過ごせる日常が、幸せなことなのだと思います。
(田村)

今月の表紙

今年には戦後・被爆70年。甲田文化センターミューズ前にある平和の像の前で、新宅恵美さん(甲田町)と長男の虎太郎さんと長女のごこ美ちゃんが、平和を願って手を合わせています。



郡山本城略測図(作図 秋本哲治)

【登城ガイド】
標高/292m、比高/90m
史跡指定/国指定史跡
城主/毛利氏
所要時間/郡山公園から徒歩30分

立地

郡山東南の尾根上、吉田保育所の裏山にあります。それほど比高はありませんが、南北両側ともに非常に急峻です。人や物資が行き交った東側に流れる可愛川に突き出しており、この川を監視する役割があったようです。

歴史

築城時期は不明ですが、15世紀中頃には毛利氏の当初の郡山城として存在したと考えられています。その後、16世紀半ばに元就が郡山全山に城域を拡大したのちは、当主の隆元が住んだことや、「二重・中・固屋」という狭い空間があったことが史料上から知られています。

城跡

最頂部のIを中心に300mにわたる東方向に郭が伸びており、城域の両端には堀切が残ります。また更に東に数力所の平坦地があり、ここも城内であった可能性があります。Iの背後には櫓台状の土壘があり、また北東隅には石積の痕跡もあります。隆元がいた屋敷地と考えられるのはこのIとIIあたりで、IIIより東は幅が狭い上に、地面が不整形です。

考察

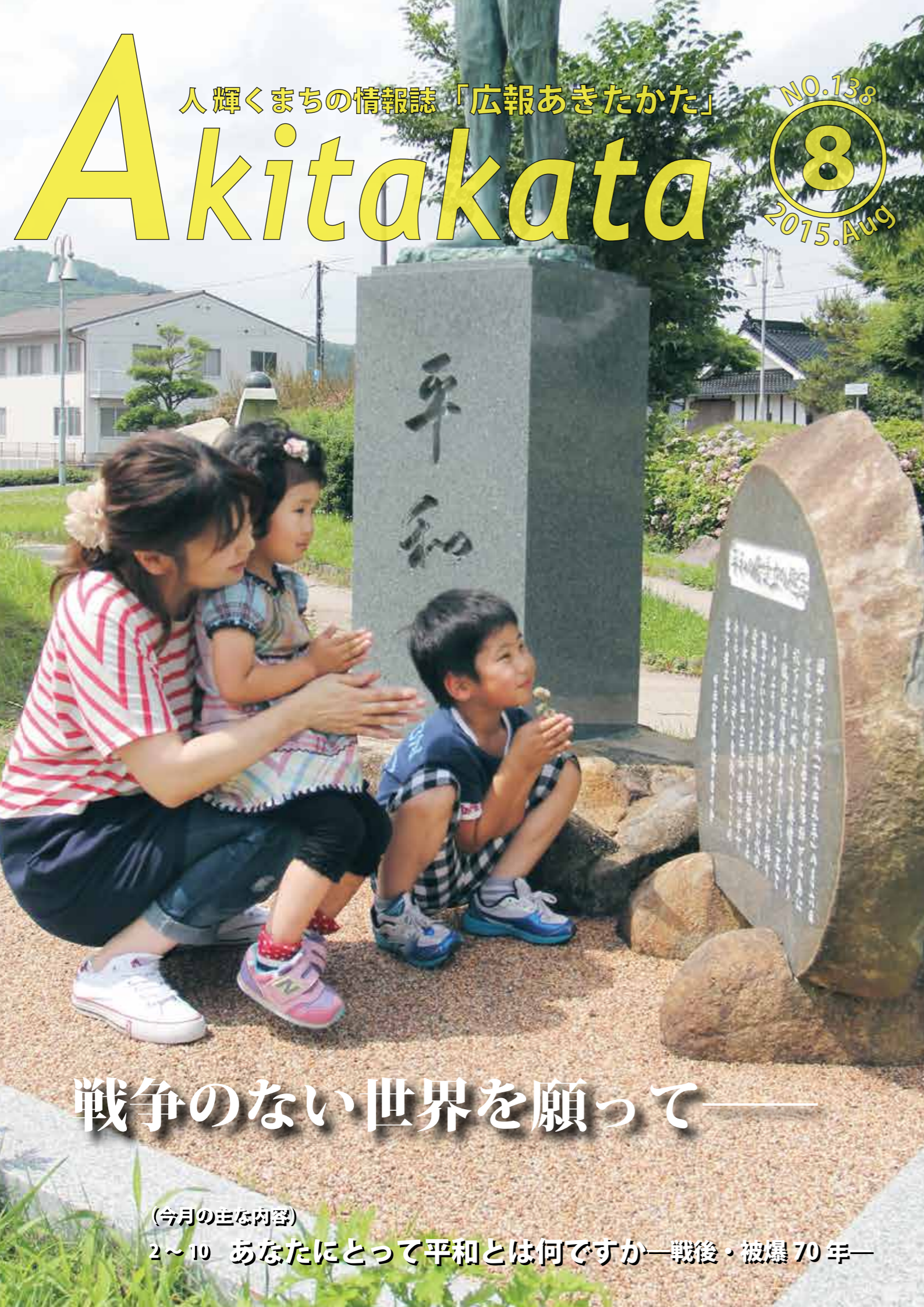
当時の山麓から本城へのルートは不明ですが、北側の難波谷から通路がありました。それほど軍事性の高い構造ではありませんが、当主の居城として少なくとも16世紀半ばまで使用されており、15世紀の姿を留めているとは言い切れません。



Iと櫓台状の土壘(南側より撮影)



本城遠望(東側より撮影)



戦争のない世界を願って

(今月の主な内容)

2~10 あなたにとって平和とは何ですか—戦後・被爆70年—

発行編集 安芸高田市 政策企画課 〒731-0592 広島県安芸高田市吉田町吉田791 Tel.(0826)42-5612 Fax.(0826)42-4376 http://www.akitakata.jp/

ヒロシマの戦後 70 年の歩み

1945 (昭和 20)	8	6日 午前8時15分、広島市に原子(ウラン)爆弾投下
	8	9日 午前11時2分、長崎市に原子(プルトニウム)爆弾投下
		15日 天皇による終戦の詔書を放送
1947 (昭和 22)	8	初めての平和祭式典(現在の平和記念式典)で浜井広島市長が平和宣言を発表(以後、1950・1951年を除き毎年発表)
1952 (昭和 27)	8	広島平和都市記念碑(原爆死没者慰霊碑)が除幕
1955 (昭和 30)	8	第1回原水爆禁止世界大会開催
	8	広島平和記念資料館が開館
1963 (昭和 38)	12	東京地方裁判所が、原爆訴訟に対し「原爆投下は国際法違反」との判決を下す
1967 (昭和 42)	12	佐藤首相が、国会で核兵器を「持たず、作らず、持ち込ませず」という非核三原則を表明
1970 (昭和 45)	3	核不拡散条約(NPT)発効
1971 (昭和 46)	11	衆議院本会議が非核三原則を決議
1985 (昭和 60)	8	第1回世界平和連帯都市市長会議が、広島市で開催(以後、4年ごとに開催、2001年に「平和市長会議」に名称を変更)
1991 (平成 3)	7	アメリカとソ連が、第1次戦略兵器削減条約(START I)に調印(1994年12月5日発効)
1992 (平成 4)	6	第1回国連軍縮広島会議開催(以降、平成6年と平成8年にも開催)
1996 (平成 8)	12	原爆ドームが世界遺産に登録
1999 (平成 11)	9	茨城県東海村のウラン加工施設で国内初の臨界事故が発生し、放射線被曝により2000年4月までに2名が死亡
2004 (平成 16)	6	国民保護法など有事関連7法が成立
2008 (平成 20)	4	ジュネーブでのNPT再検討会議準備委員会において、平和市長会議が「ヒロシマ・ナガサキ議定書」を発表
2009 (平成 21)	10	核不拡散・核軍縮に関する国際委員会(ICNND)第4回会合が広島で開催(同年12月15日に報告書を発表)
2010 (平成 22)	4	アメリカとロシアがSTART Iの後継条約となる新たな核軍縮条約に調印。戦略核兵器及びその運搬手段の上限を1,550発及び800基までに削減することなどで合意(2011年2月に発効)
	9	日本政府が、国際的な場面で被爆体験証言を行い被爆の実相を伝える被爆者に対し「非核特使」の委嘱を開始
2011 (平成 23)	9	平和首長会議(平和市長会議)の加盟都市が5,000都市を突破

平和宣言を読む
浜井広島市長



提供：広島市公文書館

広島市公会堂で開かれた
第1回原水爆禁止世界大会



提供：広島市公文書館

原爆ドーム



※年表は広島市が提供した情報を元に作成

あなたにとって平和とは何ですか

戦後・被爆70年

戦後・被爆70年を迎えた
ヒロシマ



原爆の子の像

1945(昭和20)年8月6日、8時15分に投下された原子爆弾。同年12月末までに、約14万人が死亡したと推計され、爆心地から1.2キロメートル以内では、その日のうちに約50%の方が死亡したとされています。そして、現在も多くの方が原爆による後遺症に苦しんでいます。

戦時中は、物資が軍優先となり、国民は厳しい生活を強いられ、子どもたちは学徒動員に駆り出されるなど教育も満足に受けることができませんでした。太平洋戦争での日本の犠牲者は、約310万人と言われています。

終戦後、広島はめまぐるしい復興・発展を遂げ、世界で初めて原爆が投下されたまちとして、原爆のもたらしたむごさ、戦争の惨禍、平和の大切さを世界に発信してきました。

しかし、あの戦争から70年の時が流れ、戦争・被爆を実際に経験された方の平均年齢は、現在、80.13歳となり、戦争の惨禍を後世に伝えることが、今後の大きな課題となっています。

戦後・被爆70年を迎え、今ある平和の意味を考えます。

原爆が投下された時、美土里町出身で当時、吉田高等女学校2年生だった尾田（旧姓：津田）久美子さんは、吉田町吉田新町にいました。トラックに乗って多くの罹災者が搬送されてくる状況や、吉田病院で救護に当たった時の様子などを、詳しく手記に記されています。

原爆の記憶

尾田 久美子

戦後70年、私は女学校の二年生でした。原爆が広島に投下された日の事は、余りに強い思い出で、いまだに心に深く焼きついています。そのあとの一ヶ月余りの看護活動はだんだん年と共に風化しています。が、断片的に覚えていることを書いてみます。

昭和二十年八月六日、朝八時十五分、私達は朝礼で校長先生の訓示を受けていました。“ピカッ”“あれっ？”どーん。何だろう。一瞬何が何だかわからずざわめきが広がりました。ちょうどいたずらに大きな鏡で太陽を反射された様な感じで、教室の窓を見上げたりしました。その時、あれは何だと云う声が出て、ふり返ってみると、もくもくと黒い煙が異様な形でふき上がっています。見る間に、きのこ状に高く高く舞い上がっていきます。 —中略—

その日は予定通り鎌をかついで山の開墾に出かけました。その当時は一株の芋でも多く植えられる様に山を切り開いて畑にすることが毎日の授業の代りでした。三時頃学校に帰り日課の水泳訓練に近くの川へ行きました。川に入ったら「みんな上がれ」と叫ぶ先生の声で上りました。広島に大きな爆弾が落ち、けが人が一ぱい出て、町にどんどん運ばれているから、すぐに帰って手伝う様にと。町に戻ったら、トラックに一ぱいに積み込まれたけが人、男女、子供、その時のショックは余りに大きく忘れることが出来ません。

着衣は殆ど無く、パンツや雑巾がまわりついた様に僅かにくつつき、皮膚は焼けただけ下がり、目も鼻もわからない位、丸太ん棒の様な手や足、次々と降ろされてむしろを敷いた病院の土間に並べられました。私は友達と吉田病院で看護に当たりました。看護と云っても、お医者さんと看護婦さん二、三人では、どうすることも出来ず、只うめく罹災者に手が廻らず、うちわで蠅を追っばったり、少しでも涼しくと冷たいタオルで拭いてあげたり水、水、とうめく人にほんの少し水をあげたりするだけ。白黒の縞のシャツの人は黒い所は焼けただけ白い所は健康な皮膚とはっきり縞になり、^{かすり}縞の模様の着衣の人は、その模様のままにはっきりやけどをしていました。 —中略—

おばさんが、しきりに子供の名前を呼び、小さな子供が「お母さん、お父さん」と呼び自ら目の前で静かに息を引き取りました。手当たり次第にトラックに積んで、見も知らぬ土地に運び込まれて、何の手当も受けられず亡くなってゆく惨状。外見は、やけどもなく、数日して体に大豆位の黒い斑点が現れ、青ぶくれた苦しそうな顔で「寝かせて、起こして」とその度に支えて起こしたり、寝かせたり、やがて動きが止まり、係の人が戸板に乗せて焼場に運んで行きました。 —中略— やけどが、表面はかさぶたになり、下の方の生乾きで崩れているところに五ミリくらいの白いうじ虫がうようよと這っています。うじを取ってくれと云われても、ピンセットも無く、お箸ではとれなくて、只うちわで風を送るのみでした。 —中略—

教室の板の間に只、ごろんところがあるだけ、町内からせんべい布団が届けられたりしていましたが、昨日までは生きていた人が今日は居ない。だんだんと数も減って来ます。毎日死者を焼く火葬の煙が終日ただよってその匂いが町内を充満していました。

この世の生き地獄を体験して本当にあった事かと夢の様です。私達の年代で覚えている人も少なくなりました。長くなりましたが私の体験を聞いて頂きたく、あの事があって今の平和がある事を若い人にも知って頂きたいと思えます。戦争がどんなに悲惨なものか、あってはならないことを強く願います。

背全面に火傷を負う若い兵士



撮影：陸軍船舶司令部写真班
提供：広島原爆被災撮影者の会

負傷者を郊外に運ぶトラック



撮影：松重三男
提供：広島原爆被災撮影者の会

本川国民学校校庭と思われる死体の火葬場



撮影：川本俊雄
提供：川本祥雄

※画像、内容の無断利用はかたくお断りします
Copying photos and sentences without permission is prohibited.

あの日を語る

1945（昭和20）年8月6日、8時15分。エノラ・ゲイから投下され上空600メートルでさく裂した原子爆弾は、一瞬で広島を焼野原にし、多くの命を奪いました。

そのとき、何があり、その後、どのようなことを感じたのか——。体験と思いを語る、証言と手記から、被爆の実相に迫りました。

米軍機より撮影したきのこ雲

撮影：米軍 提供：広島平和記念資料館



火傷を負い爆風で気絶

8月6日、広島二中（現観音高校）に通っていた私は、爆心地近くで建物疎開作業をするため、住んでいた賀茂郡西条町（現東広島市）から広島駅へ向かいましたが、空襲警報発令のため遅れて到着しました。市電を待っているときに、突然、電気のパークの様な青白い光を感じ、熱線により顔の右半分と手の甲に火傷を負い、猛烈な爆風により吹き飛ばされ、原爆が投下された爆音を聞く前に気絶してしまいました。意識を取り戻し、周囲を見ると、あたりが真っ暗で夜明け前のようでした。少しずつ視界が開けてきて、市内のほとんどの建物が崩壊してしまったというこ



安芸高田市原爆被爆者友の会 会長
たまがわ ゆうこう
玉川 祐光さん（82歳・向原町）

とがわかりました。二葉の里に軍の東練兵場があるので、そこに行こうと思つて歩き始めましたが、その途中で、倒壊した家屋に下半身が下敷きになっている人、大きな声でわめいている人、多くの凄惨な状況を見ました。今でも思い出すのが辛いです。その後、家へ帰るため歩き出し、1日かけて家に到着しました。家の前には心配した母が立っていました。やけどした私の顔が分からず、「あんた本当に祐光か？」と言った言葉が耳にこびりついています。

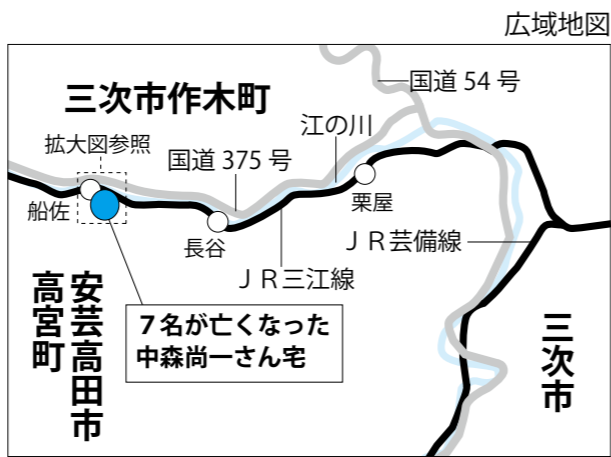
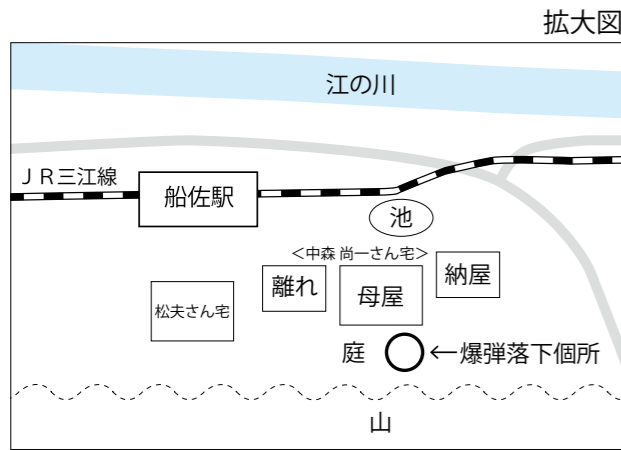
多くの方々に助けられ今を生きている

私の家の筋向いに、おそろく微用で日本に連れて来られた朝鮮の方が住んでいたのですが、私のことを息子のようにかわいがってくれていました。私の状態を見ると、自分の郷ではこれがやけどにいいんだ、と言って、一升瓶に入れた牛の血を持ってきてくれました。それをコップ2杯ずつ飲み、その甲斐あってか、やけどが治りました。被爆から13年後、私は沖永良部島の製糖工場に働いていました。島には米軍の電波探知基地があり、ある日、私の乗っていた車と米軍の車が正面衝突し、大腿骨を複雑骨折する大けがを負いました。当時、米政府は沖繩を占領統治していて、沖繩は「日本」ではなかったにも関わらず、ヘリコプターで沖繩にある米軍の病院に搬送・手術、そして東京の日赤中央病院への転院に至るまで、全て米軍がやってくれました。転院後に、日赤中央病院の主治医の先生と、被爆当時に朝鮮の方から牛の血をもらった話をすると、牛の血は死滅した細胞を再生する最大の特効薬であり、そのおかげでケロイドが

中国新聞社屋上から東方向を望む



撮影：中田左都男
提供：広島平和記念資料館



爆弾が落ちたとされる場所

両岸に3発ずつ、計6発がほぼ2〜300mの間隔で投下されました。爆弾投下の要因は、近くにあった水路（堰堤）が発電所を狙ったという説や、飛来したB29は写真偵察または気象偵察が目的で、その帰りに爆弾を落として帰ったという説、5月5日同日にあった呉市の広にある軍隊直属軍需工場への空襲に行つた一機が単機で行動したという説があります。

アメリカ軍機による県内の空襲は、広島原爆までに45回ありましたが、爆撃は、広島・呉・福山に集中しており、中国山地では船佐が唯一の被災地となりました。

多くの方々に
船佐空襲のことを
知ってもらいたい——



築地 昭二さん (79歳・高宮町)

原爆や広島県空襲ほど知られていない船佐空襲

「8月6日に原爆が落ちたということは、広島に住む人間ならよく知っていますが、高宮町でこのような爆撃があったということは、地元でもあまり知られていません」と

と言うのは、船佐空襲を調べ、小学校の総合的な学習の授業で、平和学習の先生も務めている築地昭二さん。少しずつ調査を進め、空襲の事実を伝えていきます。

「船佐空襲のことは、『高宮町史』や警察が残した戦災の記録などにしか掲載されておらず、文献はあまり残されていません。そのため、当時空襲を間近に見た

中森松夫さんや、旧船佐東国民学校に通っていた方々に話を聞いたりして、当時の状況を調べています。高宮が空襲に遭い、この地で7名もの命が亡くなったということは、地元に住む私たちは知っておかなければならないことであり、後世に伝えていかなければなりません」

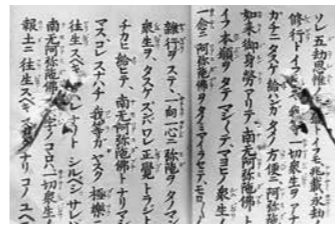
都市部や軍需工場を目標にした空襲が多い中、疎開地でもあった高宮町で起こった船佐空襲。その内容は未だ掘り出されていませんが、まずは、戦争により尊い命を無くし、家族を亡くされた方がいるという事実を知り、戦争がもたらすものは一体何なのか、考えてみるのが大切なのではないでしょうか。

戦争により親を失う子がいる
(尚一さんの息子 中森五郎さんから)

当時の私は海軍に所属してました。5月に、東シナ海方面から佐賀県の唐津基地に戻った時、いつもきていた便りが1つもなかったため、おじさんに家族に何かあったのかと便りを出したら、みんな爆撃で亡くなってしまった、と知らされました。そのときは、すぐ家に帰ることは叶わず、終戦まで家に帰りませんでした。広島に帰ってみると一面焼野原でしたが、芸備線に乗ってみると、日常の風景が広がっていました。ひよっとしたら、家族みんな元気でいるのではないかと思つたのですが、帰ると、家族が亡くなった現実を聞かされました。一時は死を覚悟しましたが、自分が立ち直らなかつたらいけないんだ、と思つて、こつこつと、何もなかった状態から頑張ってきました。外国の戦争をテレビで見たら、戦争により、親を失う子がいると感じます。戦争は、私たち市民の生活をめちゃくちゃにします。



空襲の事実を記す看板の前で説明をする中森さん(左)と築地さん(右)



(上から) 爆撃でページが破れた『御文章』と爆弾の破片



米軍爆撃機「B29」
所蔵：米国立公文書館 提供：工藤 洋三

**山間の地域に
落とされた6発の爆弾**

1945(昭和20)年、5月5日朝5時40分。米軍爆撃機「B29」1機が飛来し、落とされた6発の爆弾のうちの1つが中森尚一さん宅前庭を直撃。母屋・納屋を焼失し、当日たまたま里帰りをしてきた長女と孫娘を含む家族7名がその犠牲となりました。

「当時は、『飛行機が飛ぶブーン』という音が聞こえたら手で耳をふさいで腹を地につけなさい」と習っていたから、B29が飛来してきたときはそうしていました。おじさん(中森尚一さん)が『飛行機が通りよるで、きよるで』と言っていたのを覚えて



中森 松夫さん (83歳・高宮町)

家は跡形もなく、
周囲は火の海でした——

います。そして、ガラガラという大きな音の後に、ドカーンという猛烈な音がして、見てみると、家は跡形もなく、周囲は火の海でした。そして、おじさんやおばさんが、家の周囲に倒れていました。みんな、ほぼ即死でした」

と語るのは、当時、爆撃を受けた中森宅の隣に住んでいた中森松夫さん。「火葬場が近くにあり、そこにご遺体を並べて、木を叩き割って積んで、藁をかけて、火をつけました。その際はお坊さん呼んで、お経をあげることができませんでした」

爆弾は、旧船佐村字船木長谷(現三次市)の鳴瀬堰堤から所木対岸の旧発電所(現三次市作木町)に至る1kmに及ぶ江の川

知られざる 船佐空襲
—犠牲になった 7名の尊い命—

1945(昭和20)年5月5日。終戦の年。山あいの地域に、米軍爆撃機「B29」から、6発の爆弾が落とされ、その1つが民家に直撃し、7名もの尊い命が失われました。



国立広島原爆死没者追悼平和祈念館で行った講話のようす



慰霊碑の前で手を合わせる山村さん



被爆体験証言者の松原さんが描かれた絵を見せながら話す山村さん



山村さんの講話を熱心に聞く子どもたち

「最初は、研修が3年間あることに最初は驚きましたが、自分が持つ平和への思いを伝え、また原爆を経験された方々の思いを伝承するため、取り組んできました」

研修では、被爆の実相について「最初は、研修が3年間あることに最初は驚きましたが、自分が持つ平和への思いを伝え、また原爆を経験された方々の思いを伝承するため、取り組んできました」

「8月6日は何の日ですか？」と聞かれて『ハムの日』と答えた若者を見て、心底情けなく思いました。なぜ広島県民が、8月6日を知らないのか、と思いました」

また、山村さんのお父さんが被爆体験をなかなか話されなかったことも、伝承への思いを強くした要因の一つでした。「私の父は、原爆投下から6時間後に広島市に入って、救護活動を行いました。そのときに、駅で目玉が飛び出した状態でうずくまっていた人を見て『可哀相に。亡くなってしまったんだな』と言ったら、その人が『うちはまだ生きとるんよ』と言うのを聞いて、自分の発した言葉を後悔し、もう自分は原爆のことは話さない、と心に決めたそうです。ほかにも、被爆体験のことを語ることでできない方はたくさんおられると思います」

また、山村さんは来年、世界各国を巡るピースボートに参加して、原爆のことを話すと世界の人々がどのような反応をするのか、見てみようと思っているそうです。

戦争のむごさを子どもたちに伝えたい

講話を子どもたちにするときは、なんとか気を引きたい、とどうしても考えてしまう山村さん。「講話の合間に原爆に関する歌や自分で作った短歌を入れて、興味を引くよう工夫しています」

そして、山村さんは、地元の子どもたちに伝承講話を行うことを希望しています。「平和に慣れてしまうと、8月6日が何の日か聞かれても『ハムの日』になってしまいます。戦争・被爆の悲惨さと、平和の大切さは、絶対に子どもたちに伝えていかなくてはいけないと思います。戦争のむごさを知って、そのときに人々が感じた痛みを知る事が大切です」

平和への強い思いを持ち、伝承者として被爆体験を継承した山村さん。「依頼があれば、どこでも行きますよ」と笑顔で言う山村さんは、被爆の記憶の風化が懸念される中、平和への思いを後世に伝えていくため、日々、活動を行っています。



平和への思いを伝承する

7月4日(土)、広島市亀山公民館で行われた平和のつどいで、亀山小・亀山南小1・2年生と児童館指導員約40名を前に、当時13歳で被爆した被爆体験証言者の松原美代子さんの被爆体験を話す山村さん。

被爆者の高齢化に伴い、被爆の体験を話される方が少なくなってきています。広島市では、原爆の恐ろしさを後世に伝えていくため、被爆体験証言者の体験を受け継ぎ、それを伝える被爆体験伝承者を養成する取組が行われています。

原爆の悲惨さを伝えていくため、今年の4月から講話活動に取り組まれている、安芸高田市唯一の被爆体験伝承者、山村法恵さん。平和の大切さを訴えるため、活動に取り組む山村さんを追いました。



被爆体験伝承者
山村法恵さん(64歳・甲田町)

3年間の研修を経て被爆体験伝承者に

被爆体験伝承者として、被爆体験証言者の体験や平和への思いを伝えるため、平和記念資料館などで講話活動を行っている山村法恵さん。山村さんがこの活動を始めたきっかけは、定期的に参加している「がん患者の集い」で、友人に勧められたことだったと言います。

「最初は、研修が3年間あることに最初は驚きましたが、自分が持つ平和への思いを伝え、また原爆を経験された方々の思いを伝承するため、取り組んできました」

研修では、被爆の実相について

平和への強い思い

山村さんは、ご両親が被爆体験をされた被爆2世ということもあり、平和への強い思いを持って活動は続かないと思います」

「多いときには、月に半分程度平和記念資料館に来ることもありました。原稿の作成のことを考えると気が遠くなりましたが、なんとか書きあげることができました。平和を思っただけなら、この活動は続かないと思います」

平和の大切さは、絶対に子どもたちに伝えていかなくてはいけないことだと思います——



10月からスタート！暮らしに役立つ新制度 マイナンバーが始まります！

総務課 ☎42-5611

マイナンバーは、どんなところで何に使うの？



お勤め先や保険会社、証券会社等から、
聞かれるよ。

企業が社員に代わって保険の手続や調書の提出をしたり、保険会社や証券会社が税金の処理をしたりするときに、マイナンバーの記載が必要となります。そのため、勤務先、保険会社、証券会社などから「マイナンバーを提出してください」と求められます。

医療保険や年金の手続をするとき、これまでは住民票や所得証明書などさまざまな書類を添えることが必要でしたが、これらの手続をするときにマイナンバーがあれば、各種書類の提出をしなくてもよくなり、手続が簡単になります。

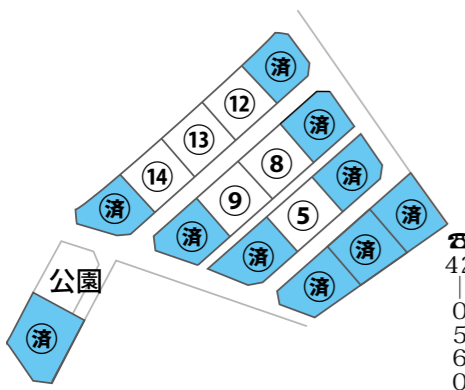
■マイナンバーは、国民一人ひとりが持つ12桁の個人番号のことです。

■マイナンバーは、社会保障・税制の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤です。



安芸高田市定住促進団地分譲のご案内

住宅政策課 ☎47-1202



安芸高田市商工会
☎42-0560
(吉田町吉田979-2)

安芸高田市は、Iターン・Uターンへの誘導、人口流出を抑え、活力あるまちづくりを図るため、定住促進団地の分譲を行っています。

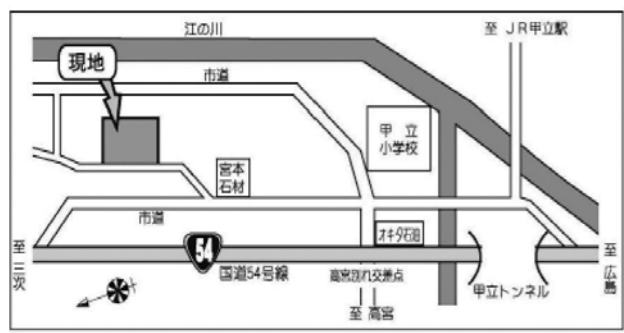
子育て世帯の方には、「安芸高田市に住める補助金」等の優遇制度もありますので、是非この機会にマイホームの夢を実現してみませんか。

■所在地
上甲立団地
甲田町上甲立120番地5他

【残り6区画】

■申込期間
8月3日(月)～8月31日(月)
9時から17時まで受付(土日・祝日を除く)

■申込先
安芸高田市商工会



区画番号	土地面積		分譲価格(円)
	(㎡)	(約坪数)	
⑤	251.57	76	2,641,000
⑧	249.60	75	2,645,000
⑨	249.52	75	2,644,000
⑫	250.34	75	2,628,000
⑬	250.95	76	2,660,000
⑭	251.25	76	2,663,000



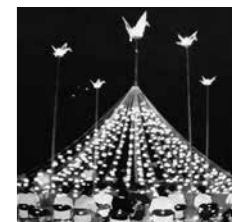
毎年行われている語り部。昨年度は、原爆により家を失った広島の人々のために、家を建てる活動をされた米国のプロイト・シュモー氏の絵本の読み聞かせが行われた。

地域で語り継ぐ

1998(平成10)年から、毎年8月6日の夜に行われている「川根平和の灯の集い」。この集いでは、戦争や被爆体験の語り部や、戦時中に食べられていた芋粥の試食体験、川根小児童による平和学習の発表などが行われています。



川根振興協議会 会長
つじこまけんじ 辻駒健二さん(70歳・高宮町)



平和の灯の集いが立ち上げられた頃に作られていた平和の灯のタワー



平和への祈りを込めて火を灯す児童たち

**戦争・被爆体験を語り継ぎ
人権が守られた社会を作る**

戦争・被爆の記憶を地域でも継承していくために行われている、川根平和の灯の集い。「この集いは、戦争・被爆体験を語り継ぐ活動を継続しないと、戦争の記憶や被爆の惨禍が風化されてしまう、という思いと、高宮町原爆被爆者友の会会員の方々の、自分が体験した経験を後世に語り継いでいく、という強い思いから取り組んでいます」と語るのは、川根振興協議会会長の辻駒健二さん。会員の方々が高齢化され、以前のよう活動が年々難しくなってきたりしますが、戦争・被爆体験者の皆さんの思いをしっかりと伝えていくため、活動をされています。

辻駒さんは、戦争は最大の差別であり、規模は小さくても、自分たちが人権活動していかないと、戦争や差別がなくなることはない、と考えられています。「私たちは、人が人として尊重される社会を作っていかなければなりません。そのため、平和の灯の集いは、子どもたちが成長する中で、自分達の人権が脅かされたらいけない、ということを学ぶ場にしたと思っています。」

今年も、川根では平和の灯の集いが開催されます。平和について、子どもも大人も一緒に考えてみませんか？

★川根平和の灯の集いについての
お問合せ 実行委員会事務局
(川根小学校) ☎58-0005

次世代に平和への思いをつなぐ

平和の灯の集いには、立ち上げ当初から携わっています。毎年、この集会では、厳かな雰囲気の中、平和への思いを地域のみんで共有しています。

私たちの身近にいる、戦争・被爆を経験された方々の生の声を聞き、語り継ぎ、次世代につないでいくことが、今を生きる私たちの責務だと思います。



川根小学校PTA 会長
川根振興協議会 事務局長
ふじもとえつし 藤本悦志さん(43歳・高宮町)

終戦から70年が経過し、戦争・被爆の記憶の風化が叫ばれています。しかし、戦争の記憶を継承し、惨禍を繰り返さないために、思い出すことがはばかれる自身の体験を語る方や、それを継承する方、地域で戦争体験の継承に取り組みされている方々がいいます。

平和を築いていくためには、どうすればいいのでしょうか。若い世代は、戦争を経験していません。しかし、戦争や原爆の歴史に触れる度に、学校で勉強ができる、毎日家族と共に過ごせる幸せを感じているはず。そうすることができていくのは、戦争、そして原爆投下という苦難を乗り越えてきた方々がいたからです。そのことを胸に刻み、平和な時代を築いていくためにはどうすべきか、世代を超えて一人ひとりが考えていくことが大切なのではないでしょうか。

戦争を乗り越えてきた
から今がある



子育て世帯臨時特例給付金の手続きはお済ませですか？

子育て支援課 ☎ 47-1283

消費税率の引き上げに際し、子育て世帯の家計への負担を減らすため、臨時的な給付措置として「子育て世帯臨時特例給付金」を支給します。

■支給額
対象児童1人につき、3千円

■申請に必要なもの
受付期間を過ぎると、「子育て世帯臨時特例給付金」を受給できなくなり、お送りした申請書に必要事項を記しますので、手続きをお願いします。入の上、申請してください。

■申請受付期間
6月1日(月)～9月1日(火) 希望される方は、このほかにも必要な書類があります。

■申請手続き
平成27年6月分の児童手当の受給者あてに児童手当現況届及び子育て世帯臨時特例給付金申請書を同封し、郵送してあります(公務員の方は、所属する勤務先が発行します)。

■申請書に必要事項を記入の上、必要書類を添付し、窓口へ提出してください。
(平成26年度の子育て世帯臨時特例給付金の支給を受けた市区町村と平成27年度の申請先市区町村が同一の場合、省略が可能です)

■支給対象者
安芸高田市の住民基本台帳に記載されている方で、以下の条件を満たした方が対象です。

※平成27年6月分の児童手当の受給者(平成27年5月31日に生まれた児童を養育している受給者を含む)

■対象児童
支給対象者の平成27年6月分の児童手当の算定対象となる児童

再度提出の願いをし、書類がそろってから支給事務の手続きになります。必ず添付していただきますようお願いいたします。



安芸高田市職員を募集します

総務課 ☎ 42-5611

平成28年4月1日採用予定の職員採用資格試験の概要は次のとおりです。学歴は問いません。詳細については、「試験要項(受験案内)」をご覧ください。「試験要項(受験案内)」は、総務課、総合窓口課及び各支所にあります。また、市のホームページからもダウンロードできます。

試験職種	主な受験資格	採用予定人員	受付期間	第1次試験日	第1次試験	
					内容	場所
一般行政事務(A)	平成6年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた人	5名程度	8月3日(月)～8月31日(月)	9月20日(日)	基礎能力検査 事務能力検査 性格適性検査 面接試験	クリスタル アージュ
一般行政事務(B)	昭和55年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた人	2名程度				
消防吏員	平成5年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた人 採用後、24時間勤務ができる人 採用後、安芸高田市に居住できる人	6名程度				

※上記以外の試験を実施する場合には、別途お知らせいたします。

<お問い合わせ先>

〒731-0592 広島県安芸高田市吉田町吉田791番地

安芸高田市総務部総務課職員係 TEL:0826-42-5611 FAX:0826-42-4376



臨時福祉給付金の内容をお知らせします

総務課 ☎ 42-5611

消費税率の引き上げに伴う生活支援策として「臨時福祉給付金」が給付されます。

■支給対象者
基準日(平成27年1月1日)に、安芸高田市の住民基本台帳に記載されている方で、平成27年度分の市民税(均等割)が課税されない方。ただし、あなたを扶養している方が課税される場合、あるいは生活保護制度の被保護者となっている場合などは対象外です。

■支給額
支給対象者1人につき6千円

■申請手続き
8月下旬頃より、給付対象者に対し申請書を直接送付する予定です。申請書の受付期間は、9月から3か月間を予定しています。

◆臨時福祉給付金を装った「振り込め詐欺」や「個人情報」の詐欺にご注意ください◆
臨時福祉給付金を装った詐欺にあわないよう、次のことに注意してください。

①市、国、県などがATM(現金自動預払機)の操作を希望したり、給付のために手数料などの振込を求めたりすることは絶対にありません。

②現時点で、市、国、県などが住民の皆さんの世帯構成や銀行口座の番号などの個人情報照会することは絶対にありません。

市、国、県などをかかった電話がかかってきたり、郵便が届いたりしたら、迷わず市役所や警察署にご連絡ください。

◆配偶者からの暴力を理由に避難している方への支援◆
配偶者等からの暴力を理由に安芸高田市へ避難されており、事情により、平成27年1月1日時点で住民登録を移すことができていない方で、一定の要件を満たす方は、申出していただくことにより、安芸高田市で、臨時福祉給付金の支給の申請を受け付けることができる場合があります。申出後、平成27年1月1日時点で住民登録がある市区町村において、配偶者等は申出者に関する臨時福祉給付金の申請はできません。その際、配偶者等に対し、申出者の現在お住まいの住所等を知らせることはありません。ただし、配偶者等が代理申請し、既に給付金を受給している場合は、市からの支給ができません。



安芸高田市緊急通報装置(あんしん電話)設置事業を廃止します

高齢者福祉課高齢者 ☎ 47-1281

■「あんしん電話」がご自宅等にありませんか？
合併以前より設置をしておりました「あんしん電話」について、老朽化に伴う機器の故障・誤作動が多発しており、平成27年8月末をもって本事業を廃止いたします。現在、事業廃止に向け機器の撤去を進めています。掲載している写真のような機器がご自宅等にありましたら高齢者福祉課へご連絡下さい。

■お太助フォンで「あんしんボタン」が利用できます
廃止する事業に代わるものとして、安芸高田市緊急通報システム(あんしん電話機能)運営事業を実施しています。この事業は、ご自宅にお太助フォンがあるお一人暮らしの高齢者等を対象に、緊急時に簡易な操作で消防署へ通報することのできる「あんしんボタン」をお太助フォンの画面上に設定するものです。利用方法等、詳細については高齢者福祉課までお問い合わせください。



■注意事項
安芸高田市緊急通報装置(あんしん電話)設置事業廃止後は、あんしん電話にある「非常」「相談」の各ボタンは利用できなくなります。ボタンを押しても消防署からの応答はありませんのでご注意ください。



市設置型浄化槽で家を水洗化してみませんか？

上下水道課 ☎ 47-1204

市設置型浄化槽は上下水道課へお問い合わせ下さい。
なお、申込みの際は認印と地籍図発行のため手数料350円を

■受付期間
平成27年4月1日～
平成27年12月25日
設置予定基数の130基になり次第、申込みを締め切ります。

■対象者
下水道等の集合処理区域以外で、平成28年3月18日までに5人（12人槽の浄化槽を設置できる方）。

■市設置型浄化槽とは？
（浄化槽市町村整備事業）
分担金22万円を納付していただき、市が浄化槽を設置します。ただし、浄化槽設置に伴うトイレ、キッチン・風呂や排水管等の新設・改修費用などは個人負担となります。

■浄化槽設置に伴う排水設備工事の補助金もあります
今年度は市設置型浄化槽を推進するため、浄化槽設置に伴う排水設備工事を施工する場合に補助金が出ます。

■市設置型浄化槽とは？
準備ください。



排水設備工事の指定工事店が安芸高田市内の工事店の場合、1件当たり5万円。安芸高田市外の工事店の場合、1件当たり3万円の補助金が出る制度です。他にも条件がありますので、申込みの際に詳しく説明いたします。

設置するには農地でない事など、いくつかの条件がありますので、申込みの際に詳しく説明いたします。

「障害者総合支援法」の対象となる疾病が332に拡大されました

社会福祉課 ☎ 42-5615

平成27年7月より、「障害福祉サービス等（※1）」の対象となる疾病（難病等）が、151から332へ拡大されました。

■必要な手続き
①対象疾病（難病等）に罹患していることがわかる書類（特定疾患医療受給者証など）を添付し、社会福祉課でサービスの利用を申請してください。

※1 障害福祉サービス・相談支援・補装具及び地域生活支援事業「障害児（18歳未満）は、障害児通所支援、及び障害児入所支援を含む」
※2 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳

第65回“社会を明るくする運動”

社会福祉課 ☎ 42-5615

「社会を明るくする運動」は、すべての国民が犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない地域社会を築くため、法務省の呼びかけにより毎年7月を強調月間として全国的に繰り広げられています。運動を推進するために、7月2日（木）、安芸高田地区保護司会から浜田市長に、内閣総理大臣からのメッセージが伝達されました。



決定などの後、必要と認められたサービスを利用できます。対象となる疾病（HP）にも掲載しています <http://www.akitakata.jp/ja/shisei/section/syakaihukusi/e175/> 詳しい手続き方法などについては、社会福祉課までお問い合わせください。

ご存知ですか？児童扶養手当

子育て支援課 ☎ 47-1283



母子家庭の母・父子家庭の父、又は事情により父母に養育されていない児童を養育する方が請求できます。

■母子・父子家庭とは

離婚・行方不明・拘禁・死別等の事情で、単身の保護者（親以外の祖父母等親族を含む）等が児童を養育する世帯を示します。（DV被害等の避難・別居含む）
条件により、次の方も対象です。

①児童を養育する世帯で、配偶者や本人に年金等が支給される程度の障害がある場合
②児童を養育する世帯で、配偶者の死亡等による遺族年金の給付を受けている場合

■申請に必要な資料等

基本的なものはつぎになります。
①手当入金を希望される金融機関口座の通帳
②年金手帳
（年金受給者の方は証書等）
③請求者の認め印
④身体障害者手帳・療育手帳（所持されている方のみ）
⑤本年1月1日以降に転入された方は前住所地の所得証明書

⑥市外本籍地の方は戸籍謄本 ※ご相談等は随時お受けします。世帯状況により、必要な資料が異なりますので、予めお問い合わせ下さい。

■支給対象者

母子家庭の母・父子家庭の父・父母から養育を受けることができないう児童を養育する方で、その児童と同居し、生計を共にする方。

■対象児童

満18歳を迎えた後の、最初の年度（3月）末までが支給対象。

■支給額

一世帯（保護者1人＋児童1人）当りの基準月額 4万2千円
※所得の状況で減額されることがあります。
児童2人目の加算額 5千円
児童3人以上以降一人当たりの加算額 3千円

■その他

児童扶養手当を受給中の方へ、毎年8月が現況届の提出時期となっております。書類を郵送しますので8月31日までに提出してください。

お役立てください 特別児童扶養手当

子育て支援課 ☎ 47-1283



障害のある児童を監護・養育する保護者が請求できます。

■申請に必要な資料等

必要なものはつぎのとおりです。
①手当の入金を希望する金融機関口座の通帳
②請求者の認め印
③障害の種類ごとに定められた診断書（左記の手帳の等級により、省略できる場合もあります。事前にお問い合わせください）

■支給額

手当級 1級 5万1千円
手当級 2級 3万4千300円
いずれも対象児童一人当たりの月額単価です。
世帯の所得状況によっては、全額支給停止になる場合があります。

■その他

特別児童扶養手当を現在受給中の方は、毎年8月が所得状況届の提出時期となります。
書類を郵送しますので9月10日までに提出してください。期日が過ぎますと、11月期の手当の支払いが間に合わなくなる場合があります。

■支給対象者

次の対象児童の説明で、条件に該当する児童を養育する世帯の生計中心者。

民生委員・児童委員が変更となりました(任期:平成28年11月30日まで)

なかもと としふみ
中元 寿文さん

担当地区:美土里町(岩倉、宝前、原、寺川、戎谷、矢賀上、矢賀下)

※民生委員・児童委員には、安芸高田市生活指導員を委嘱しています。



人権擁護委員表彰

全国人権擁護委員連合会長表彰

やながわ よしこ
柳川 淑子さん(八千代町)

人権擁護委員に委嘱されました

平成27年7月1日委嘱

しんたけ しんろう
正田 俊郎さん(吉田町・新任)
もうり のぶお
毛利 宣生さん(美土里町・再任)
つじこま やすひろ
辻駒 康博さん(高宮町・再任)
みやぎ まさゆき
宮木 雅之さん(高宮町・新任)
なかど い ひろおみ
中土居 博臣さん(高宮町・新任)
ど ひもと やすなり
土肥元 康成さん(向原町・新任)



すこやか介護
高年齢福祉課 ☎ 47-1281
「一定以上所得のある方は、サービスを利用した時の負担割合が2割になります」

介護サービス利用時の自己負担割合は、これまで1割とされてきましたが、介護保険制度の見直しにより、平成27年8月利用分から、一定以上の所得がある方については自己負担割合が2割になります。現在介護認定を受けておられる方については、7月の下旬から順次「介護保険負担割合証」をお送りしています。

◆負担割合が2割となる方

65歳以上の方で、合計所得金額(※1)が160万円以上あり、かつ実際の年金収入と「その他の合計所得金額(※2)」の合計が、単身の場合280万円以上、同世帯(※3)に65歳以上の方がおられる場合は合わせて346万円以上となる方が対象となります。

(※1) 収入から公的年金等控除や給与所得控除、必要経費を控除した後で、基礎控除や人的控除等の控除をする前の所得金額をいいます。
(※2) 合計所得金額から、年金の雑所得を除いた所得金額をいいます。
(※3) 住民基本台帳上の世帯を指します。

◆高額な介護サービス費を支払ったとき

1か月の間で介護サービス事業者に支払った自己負担額が一定の額を超えた場合、その超えた額が払い戻されます。この一定の額を「自己負担限度額」といいます。(下表参照)

所得区分	自己負担限度額(月額)
現役並み所得相当(※4)	44,400円(世帯)
一般(市県民税課税世帯)	37,200円(世帯)
市県民税非課税世帯	34,600円(世帯)
年金収入80万円以下他(※5)	15,000円(個人)

(※4) 住民税課税所得が145万円以上で、かつ同一世帯内の第1号被保険者の収入が、1人のみの場合383万円以上、2人以上の場合520万円以上ある方をいいます。
(※5) 年金収入80万円以下である場合のほか、老齢福祉年金受給者、生活保護受給者である場合が含まれます。



安芸高田市「未給水区域」の解消に挑戦

水道はライフラインとして、私たち市民の生命や日常生活を支えるとともに、文化的生活を営む上で、欠かすことの出来ない大切な基盤施設であり、極めて重要な役割を担っています。私は、安全・安心で安定した水の供給は、自己水源では困難であると考え、持続可能な水道事業経営を確立し、普及率を向上させることが行政の課題であると認識しております。

本市の水道事業は「水道事業」「簡易水道事業」「飲料水供給事業」により実施し、平成27年4月現在における整備率は(整備区域内人口÷安芸高田市人口)85・8%、普及率は(給水人口÷安芸高田市人口)75・3%であります。これは、全国水道普及率97・7%、広島県水道普及率94・2%と比較すると大変低い状況ですが、全国的にも中山間地域では普及率が低い傾向にあります。現在、本市には、美土里町(生田・桑田・本郷・北横田)、高宮町(川根・船木・佐々部・羽佐竹・房後・来女木・原田)、吉田町(相合の印内地区)、甲田町(深瀬・浅塚)の地域の一部では、水道の未給水区域が存在し、約4,300人の市民のみならず、生活を営んでおられます。これらの地域は、合併当初、水利権獲得・水源不足等により水道整備をやむなくあ



減らそう犯罪 警察官募集 ~人を守る仕事を一生の仕事に~

広島県警察では県民の期待と信頼に応えるため、県民を守る人材を広く求めています。

■資格

平成28年3月に大学卒業見込の方はもちろん、既卒者、社会人経験者も受験可能です。今回は高校3年生も受験ができます。

■受付期間

7月3日(金)～8月28日(金)

安芸高田警察署交通ミニコーナー H27.6末現在

●平成27年交通事故発生状況(年間累計) 安芸高田警察署管内

区分	本年	前年	前年同期比増減数
人身事故	44件	55件	-11人
死者数	2人	0人	+2人
負傷者数	57人	88人	-31人

○管内交通事故の特徴(6月)
・脇見による追突事故(信号待ち)
・交差点における出会い頭事故

交通死亡事故発生

日時 6月22日(月)午前8時40分頃
場所 甲田町高田原 県道 世羅甲田線
状況 ゆるやかなカーブの道路で、普通乗用車と中型貨物自動車正面衝突し、普通乗用車を運転中の62歳男性が死亡



☆広島県警では、「年間交通事故死者数90人以下」の達成に向けて「なくそう交通死亡事故・アンダー90作戦」をキャッチフレーズに交通事故抑止に向けた取組を展開しています。
～皆様のご協力をお願いします～

らめた地域であり、その代替えとして、ポンプ等の費用を支援してきました。しかし、これらの未整備地域においても、町境をまたいだ水道水の転用、ため池の有効活用、中道水等の事業展開を図り、未給水区域の解消は行政責務と感じています。このような状況の中、国の簡易水道事業の補助制度が見直され、平成28年度末を目途に水道3事業を統合することとなりました。水道事業の効率化は無論のこと、水利権・水源の運用が可能となる大きなチャンスです。本市では国の動向を見据え先行して事業を取り組んできました。ソフト事業は、平成25年度からの水道事業の包括民間委託と併せ、既存水利権、農業ため池等、各町の必要水利の実態調査を実施。またハード事業は、平成25年度から甲田町上小原(山田)での水道事業、美土里町横田地区での簡易水道事業を実施。これらは、将来水道水を有効供給するために区域間の連結管路の埋設整備であり、吉田・美土里・高宮間はすでに着手しています。また、吉田・八千代間、吉田・甲田間、甲田・向原間についても検討中です。いずれにしましても、3事業統合後は早急に各給水区域間の連結が必要であると思っています。今後、持続可能な水道事業経営のもとで、未給水区域を解消するためには、水道ビジョンの策定等による、事業のあるべき方向性を確立するとともに、費用に見合った料金設定等が必要となります。私たちが政は、職員一丸となって、民間委託等で生じた余剰なエネルギーを活用することにより、安全・安心で安定した水の供給に向け、「未給水区域」の解消に挑戦してまいります。市民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。



平成27年度の国民健康保険税の税率が決まりました

税務課 ☎42-5614

国民健康保険税(保険税)の税率は、毎年見直しが行われます。保険料は、医療給付費(後期高齢者支援金分)・支金(後期高齢者支援金分)・介護納付金分をそれぞれ算定し合計した額を納めていただきます。医療給付費は、その年度に予想される医療費から病院などで支払う一部負担金や国からの負担金などを差し引いた残りの額をもとに算定します。本年度は医療給付費・支金・介護納付金分の税率を据え置き、ことになり、地方税法の改正により、課税の世帯当り、医療給付費が51万円、支金17万円、介護納付金16万円、合計84万円が税対象となりました。

平成27年度 国民健康保険税 税率表

計算の内容	税率及び税額		
	医療分	支援金分	介護分
所得割	7.5%	1.6%	2.3%
資産割	17.0%	11.0%	12.0%
均等割	28,400円	7,200円	11,000円
平等割 (※特定世帯) (※特定継続世帯)	21,000円 (10,500円) (15,750円)	5,400円 (2,700円) (4,050円)	5,800円
課税限度額	520,000円	170,000円	160,000円

※特定世帯とは、後期高齢者医療制度に移行したことにより、国民健康保険の被保険者が1人となる世帯で、5年が経過するまでの世帯です。
 ※特定継続世帯とは、後期高齢者医療制度に移行したことにより、国民健康保険の被保険者が1人となる世帯で、5年経過以後の3年の間にある世帯です。

本年度は医療給付費・支金・介護納付金分の税率を据え置き、ことになり、地方税法の改正により、課税の世帯当り、医療給付費が51万円、支金17万円、介護納付金16万円、合計84万円が税対象となりました。

平成27年4月診療分 1人当り医療費 (単位:円)

	安芸高田市	県平均	県内順位
一般	27,362	25,684	11
退職本人	28,789	29,135	11
退職扶養	23,000	25,921	9
全被保険者	27,408	25,811	8

(※県内順位・県内23市町で1人当たり費用額が高い順)

軽減基準表

軽減区分	世帯主及び被保険者の前年中の所得の合計
改正前	7割軽減 33万円以下の世帯
	5割軽減 33万円+24万5千円×(被保険者数および特定同一世帯所属者)以下の世帯
	2割軽減 33万円+45万円×(被保険者数および特定同一世帯所属者)以下の世帯
改正後	7割軽減 33万円以下の世帯
	5割軽減 33万円+26万円×(被保険者数および特定同一世帯所属者)以下の世帯
	2割軽減 33万円+47万円×(被保険者数および特定同一世帯所属者)以下の世帯

【インフォメーション】健康あれこれ

たかみや湯の森温泉ウォーキングプール健康教室

水中では腰や膝に無理な負担をかけることなく歩くことができ、普段使わない筋肉の回復や維持、増進を図ることができます。

コース	肩こり・腰痛・膝痛の軽減、予防コース (10時~11時)			体脂肪燃焼コース (19時~20時)
対象	美土里・高宮地域の方	向原・甲田地域の方	八千代・吉田地域の方	市内全域
と き	9月14日~11月2日 毎週月曜日	9月17日~10月29日 毎週木曜日	9月18日~10月30日 毎週金曜日	9月17日~10月29日 毎週木曜日
と き	午前10時~11時 7回コース ※希望者には無料で送迎があります。 ※定員に余裕があれば対象地域以外からも参加できます。ただし、送迎はありません。			19時~20時 7回コース
申込期限	8月1日(土)~8月25日(火)			
と ころ	たかみや湯の森温泉ウォーキングプール			
定 員	17名(定員を超える場合、新規申し込みの方を優先とさせていただきます)			
参加費	3,500円(温泉プール利用料1回につき500円は別料金)			
申 込 先	たかみや湯の森 ☎59-0059			



移動献血のお知らせ (400mL献血)

☎8月7日(金) 10:00~11:30 (午前のみ)

場 安芸高田市民文化センター (クリスタルアージュ)

☎8月7日(金) 13:00~15:00 (午後のみ)

場 湧永製薬株式会社



断酒会

広島断酒ふたば会 中田克宣 ☎090-4802-1865

自分や家族のお酒の問題で悩んでいませんか?お気軽にご相談ください。

※詳しい内容はお問い合わせください。

☎8月7日(金) 18:30~20:30

場 ふれあいプラザ向原

☎8月10日(月)・8月21日(金) 19:00~21:00

8月23日(日) 13:30~15:30

場 吉田人権会館

暑い日が続きますが、夏バテで食欲がなくなっている方も多いことでしょう。こんなときこそしっかり野菜をとって元気に過ごしましょう。厚生労働省の食生活指針では、15歳以上の人は、1日あたり350グラム以上を摂取することが必要とされ、このうち人参やトマト、カボチャ、ほうれん草といった緑黄色野菜は120グラム以上を摂るように勧められています。

6月7日(日)健康フェスタ2015において、「みんなの食育川柳」を募集しましたところ、1,565件のご応募をいただきました。たくさんのご応募ありがとうございました。



8月31日は野菜の日

「や(8)さ(3)い(1)」「の(語)呂(合)わせか」ら、全国青果物商業協同組合連合会をはじめ9団体の関係組合が、1983(昭和58)年に制定した記念日です。

栄養たっぷりの野菜を再認識してもらうとともに、野菜のPRを目的としています。

【健康あきたかた21】
「みんながいきいき笑顔で助け合えるまち」
健康あきたかた21推進中!

食生活 「食の大切さを考えながらおいしく・楽しく・きちんと食べよう!」

私たちが紹介します♪ 食のさんぽ道

安芸高田市食生活改善推進協議会 保健医療課 栄養士
毎月19日は食育の日

安芸高田市食生活改善推進協議会 美土里支部

夏バテ対策の水分補給

夏場は熱中症が心配され、水分補給が重要になります。しかし、水分の取り方によっては食欲が低下し、夏バテを起こす可能性があります。食欲を低下させない食事による上手な水分補給について、ご紹介します。

☆寝ている間に汗をかき、失われた水分と塩分を朝食で補給します。野菜スープはビタミンも一緒にとることができるのでおすすめです。

☆夏が旬の野菜は、水分を多く含んでいるので積極的に使いたい食材です。水やお茶だけでなく食事からも水分補給をしましょう。

☆油の多い食事は胃腸の疲れの原因になります。夕食には和食の献立がおすすめです。温かい味噌汁での水分補給は、冷房で冷えた体を温めます。

今月の食材ズッキーニ

ズッキーニのゴマきんぴら

(ひとり分 エネルギー:85kcal、塩分:1.5g)

材料(2人分)

- ズッキーニ200g
- もやし200g
- しょうゆ大さじ2
- 砂糖大さじ1/2
- みりん大さじ1/2
- 酒大さじ1/2
- 白すりごま大さじ1
- ごま油小さじ2

作り方

- ①ごま油を熱し、5cm長さの細切りにしたズッキーニともやしをしんなりするまで炒める。
- ②調味料を加え、汁気がなくなるまで炒める。
- ③仕上げにすりごまをふり混ぜる。

育児相談・4か月児相談・2歳6か月児相談・おっぱい相談

月日	受付時間	主な対象町	会場	相談内容	お知らせ
8月7日(金)	10:00~11:30	吉田町	保健センター	●育児相談 ●4か月児相談 ●2歳6か月児相談	※4か月児相談、2歳6か月児相談の対象児には個人通知します。 【対象】4か月児相談は平成27年4月生まれ。 2歳6か月児相談は平成25年2月生まれ。 ※内容：身体計測・食生活・歯・育児全般における相談。 ※現在使用している歯ブラシをご持参ください。 ※午後の相談会では、『おっぱい相談』も行います。 希望の方は、事前に保健医療課へお申込みください。(☎42-5633)
	13:00~14:30	吉田町 美土里町 高宮町			
8月21日(金)	10:00~11:30	甲田町			
	13:00~14:30	向原町 八千代町			

各相談日の対象町以外でもご相談をお受けできます。事前に保健医療課(☎42-5633)までご連絡ください。

【乳幼児健康教室】

すくすく教室 ～すくすく離乳食～

★お口の発達にあった離乳食をすすめよう！★

離乳食を楽しく学んでクッキング♪ 1食分を実際に試食してみましょう!!



日 時	場 所	申込期間	対 象	持参物
8月28日(金) 10:00~12:00	クリスタルアージュ 101	8月18日 ~ 8月25日	★生後5か月児~ 8か月児とその 家族	保護者エプロン

※きょうだいでの参加の方は、託児もあります。

※参加希望の方は、保健医療課(☎42-5633)へお申し込みください。

受付時間は8:30~17:00、土日祝は除く

Email: sukusuku@city.akitakata.lg.jp

(メールで送られる場合は、件名に「すくすく離乳食教室申し込み」と入力して、本文にお子さんの名前、月齢、アレルギーの有無、きょうだい参加有無(有の方は、名前、年齢)を入力してください。)



川根ほたるまつりでしゃぼん玉を吹く女の子
(6月20日(土)撮影)

子育て支援

園庭開放・体験入園日程

子どもたちは友だちと遊んだり、お母さんと遊んだりと楽しい時間が過ごせます。そのかわり、お母さんたちは育児の悩みなど情報交換もできます。

●持参するもの お茶・タオル・着替え

日 時	保育所(園)名	内 容
8月4日(火) 10:00~11:30	吉田保育所	園庭開放
8月4日(火) 9:30~11:00	かねね保育園	園庭開放
8月5日(水) 9:30~11:00	ふなざ保育園	園庭開放
8月11日(火) 10:00~11:30	吉田保育所	園庭開放
8月11日(火) 9:30~11:00	くるはら保育園	園庭開放
8月18日(火) 10:00~11:30	吉田保育所	園庭開放
8月18日(火) 10:00~11:30	小原保育所	園庭開放
8月19日(水) 9:45~11:00	甲立保育所	園庭開放
8月20日(木) 10:00~11:30	小田東保育所	園庭開放
8月20日(木) 9:30~11:00	みどりの森保育所	園庭開放
8月20日(木) 10:00~11:30	向原こぼと園	園庭開放
8月25日(火) 10:00~11:30	吉田保育所	園庭開放
8月26日(水) 9:30~11:30	入江保育園	園庭開放
8月26日(水) 10:30~11:45	ひの川幼稚園 (なかよし広場)	園庭開放
8月27日(木) 10:00~11:30	みつや保育所	体験入園
8月28日(金) 10:00~11:30	吉田幼稚園	おたのしみ会

◆下記の保育園は、随時園庭開放を行っております。行事の都合がありますので、各保育園にお問い合わせください。

- 刈田保育園 ☎52-2099
- 八千代南保育園 ☎52-3048
- 可愛保育園 ☎43-1776

げんきな親子

子育て中のみなさんを応援するコーナー。
子育てに関係する情報をいろいろ掲載します。



子育て支援センター

【プレイルーム】

クリスタルアージュ1階にあるプレイルームは、子育て中の親子が集い交流しあえる場所です。3歳までのお子様向けのオモチャを置いてありますので保護者の方と一緒にお気軽にご利用下さい。小さいお子様と保護者のための場所です。小学生以上の利用は、ご遠慮ください。

- 場 所 クリスタルアージュ1階 エレベーター正面
- 利用時間 月曜日~金曜日 8:30~17:15

【子育て交流会】

と き	と ころ	内 容
8月20日(木) 10:00~10:15 受付 10:15~10:45 活動	クリスタルアージュ 1階 プレイルーム (吉田町)	親子交流会 *対象年齢 2~4歳児
8月28日(金) 10:00~10:15 受付 10:15~11:00 活動	吉田運動公園 エアロビクス室 (吉田町)	親子体操 *対象年齢 0~1歳児

- 持ち物 水分補給の飲み物、汗拭きタオル、着替え等
- 人数や季節等により時間が前後する場合がありますのでご了承ください。

■託児はありませんが、対象年齢ではないごきょうだいを連れてこられても大丈夫です。

■ご利用は無料です。ご予約は必要ありません。

問 子育て支援センター ☎47-1283

【子育て相談】

子育て支援センターでは、家庭児童相談員・母子自立支援員・保健師・子育て支援員が子育てに関する悩みなど相談に応じています。お子様と一緒にお気軽においでください。

〈電話での相談も受け付けています〉

- 受付時間 月曜日~金曜日 8:30~17:15

問 子育て支援センター ☎47-1283

健康診査

月日・受付時間	対 象	会 場
8月6日(木) 13:00~13:15	3歳児健康診査 ・H24年2月生まれ	保健センター
8月20日(木) 13:00~13:15	1歳6か月児健康診査 ・H26年1月生まれ	保健センター
8月27日(木) 13:00~13:15	乳児健康診査 ・H26年10月生まれ	保健センター

※健診内容は、診察、身体計測、食生活・歯・ことばなど育児全般における個別相談。

※対象児には個人通知します。

※体調不良やその他の理由で欠席される場合は、事前に保健医療課(☎42-5633)までご連絡ください。

このコーナーは市内のいろいろな出来事を紹介するコーナーです。皆さんの身近な出来事をお知らせください。

◆連絡先
安芸高田市 政策企画課
TEL 42-5612
〒731-0592
安芸高田市吉田町吉田791番地



地域の知×最新技術⇒減災力UP! 山地災害から地域を守る集い

広島県森林協会主催の「山地災害から地域を守る集い」が6月21日(日)にクリスタルアージュで開催され、県内から自主防災組織関係者など約150名が参加しました。
国立研究開発法人 森林総合研究所の犬丸 裕武さんが「土砂災害は昔から繰り返し発生している。まず一人ひとりが地域をよく知ること、そしてインターネットなどの最新技術を活用することが、減災力の向上につながる」と講演をされました。
また、高宮町佐々部の自主防災組織「上佐一心会」代表清水 盤さんから、活動事例の発表がありました。



ようきんちゃった! 市内各地でほたるまつりを開催

6月13日(土)に八千代ホテルまつり、保垣ほたる・かじか祭りが、6月20日(土)に川根ほたる祭りが開催されました。
川根ほたる祭りでは、当初はあいにくの天候でしたが、梶矢神楽団の舞が始まる頃には曇りとなり、灯籠にも火が灯されました。詰めかけた方々は、地域振興会が出店した屋台などで、川根の味に舌鼓を打ち大変満足!子どもたちも浴衣姿で駆け回り、全身で川根の自然を受け止めているようでした。残念ながら私の腕が悪く、蛍の写真は納められませんでした。雨が上がった後の蛍の美しさはとても幻想的なものでした。



今年もボランティアで学校・保育園を補修 県建設労働組合 住宅デー

6月21日(日)に広島県建設労働組合第11地域連合三次高田地区の皆さんにより美土里中学校・みどりの森保育所、6月28日(日)に同労働組合の甲田地区の皆さんにより甲立保育所・小原保育所の補修ボランティア作業が行われました。
屋根の塗装、各教室の引き戸調整、美術室の作業台など、施設の様々なところを修理・リニューアルされ、子どもたちが日々過ごす校舎・園舎がより過ごしやすいになりました。



家庭でもできる!シカの燻製作り 第4回 燻製教室

6月27日(土)、市野生鳥獣食肉処理加工施設(高宮町田ニュージーンランド村内)にて、第4回燻製教室が開催されました。年に1度のこの教室は、家庭でも作りやすいレシピであることと、シカ肉の燻製を作ることが出来るとあって、毎年大好評。今回も30名の募集に倍以上の応募がありました。
近年、シカ・イノシシ等の野生の鳥獣による農作物被害が増加しています。主催者の市地域振興事業団は、ジビエ料理の普及により、少しでもその被害を減らすこと、また地域の資源を有効活用することを願って本教室を開催されています。



微笑みを忘れない美しい心を伝える ファミリーミュージカル シンデレラ

7月5日(日)、クリスタルアージュで、ファミリーミュージカル「シンデレラ」公演が行われました。
継母や姉に意地悪をされながらも、健気で美しい心を忘れず幸せを掴んだシンデレラ。ミュージカルは、演技・歌・バレエなど見どころ満載で、出演者が会場の皆さんに質問をしたり、一緒に手拍子をしたりするなど、来場者も一緒に参加する場面もありました。自分にとっての幸せとは何なのか、考えさせられるシーンもあり、子どもから大人までミュージカルを楽しみました。



みんなで楽しく、元気に交流!! 第12回安芸たかた障害者ふれあいスポーツ交流会

6月14日(日)、吉田運動公園体育館で、障害のある方々がふれあう場として交流会が開催され、約300人が参加されました。
参加された方々は、体育館の熱気の中、玉運びやパン食い競争などたくさんの競技に出場され、会場内には、梅雨のジメジメ感を吹き飛ばすような、元気で明るい歓声が飛び交いました。
なお、今回の大会にも吉田高校の生徒のみなさんをはじめ、多くのボランティアの皆さんのご協力をいただきました。



毎月第3金曜日、お店オープン!! 福祉施設手作り製品販売会

毎月第3金曜の11時~13時、クリスタルアージュに、お菓子や布製品等が並びます。
6月19日(金)、クリスタルアージュに、福祉施設の手作り製品のお店が開店し、市職員や来館者で賑わいました。当日は、作った方達が直接販売され、製品製作について話を聞いたりいろいろな会話をしながら購入できました。
次回は、8月21日(金)の予定です。この機会に是非ご来店ください。

安芸高田 消防



安芸高田市消防本部・安芸高田消防署
TEL 42-0931 FAX 47-1191
ホームページ <http://www.akitakata.jp/ja/shisei/section/119/>

エアゾール式簡易消火具 自主回収のお知らせ



ヤマトプロテック株式会社製のエアゾール式簡易消火具の一部におきまして大きな音を伴う破裂事故等が発生しています。

平成26年から自主回収を行っておりますが、いまだに破裂事故が確認されています。

【対象の商品】 ヤマトボーイKT

製造ロット番号	
KO331	K2420
KN326	K3407
KD317	K3419
K1426	K4422
K2407	K7424

FMボーイK

製造ロット番号	
KN301	K2421
KN322	K3406
KD319	K3418
K1425	K4423
K2408	K7425

の2種類で製造ロット番号に該当するものです。

該当製品を発見された際は次の方法で廃棄してください。

- ①安全ロックにリングがついていないものは、安全ロックのノズル先端をまっすぐに引き起こし、完全にちぎりとる。
 - ②レバーを握り、バケツなどに全量放射。
 - ③残ガスを完全に抜く。
 - ④空容器は、かん類と一緒にの袋に入れて処分する。
- ※該当商品をお持ちで廃棄処分に困ってお困りの方はヤマトプロテック株式会社お客様相談窓口



水の事故から尊い命を守る

本格的な夏の暑さがやってくる8月は、河川やプールなどに出かける機会が多くなりますが、おぼれて救急搬送されたりと、海・河川・プールなどでの水による事故が増える時期でもあります。

■河川やプール等での水の事故を防ごう！

水の事故が発生している場所では、河川が約50%、プールが約40%と高い割合を占めており、年別にみると10歳代から40歳代では河川や海での事故、3歳から9歳、60歳代、70歳代ではプールの事故が多く発生しています。



(0120-801-084)までお問い合わせください。

20歳以上で溺水により搬送された人のうち、「飲酒」して水に入りおぼれた、という事例も少なくありません。また、乳幼児の水の事故で最も多いのは「子供から少し目を離れた際に溺れていた」というものです。いずれも未然に防ぐことができる水の事故です。家族や、友達とキャンプや海水浴に行くなど、水に接する機会が多くなる時期です。ライフジャケットを着用するなどをして、事故の未然防止に努めて楽しい夏を過ごしましょう。



【定期講習 受講者募集】

「救える命のために」
消防署では、普通救命講習を「毎月1回」定期に開催しています。

○開催日 毎月第3日曜日

○場所 安芸高田消防署

※お申し込みは毎月第2日曜日までとなっております。

いざという時のために、皆さんも心急手当てを学んでみませんか。

【お問い合わせ先】

安芸高田消防署救急係まで



歴史民俗博物館公開

講座 第2回 中国山地の雄し田へるり旅

〜外からみた「安芸のはやし田」〜

安芸高田市歴史民俗博物館

☎42-0070

講師 松井今日子氏

(芸北民俗芸能保存伝承館嘱託学芸員)

日時 8月9日(日) 13:30〜

江の川の

これからを考える会

管理課 ☎47-1201

国土交通省中国地方整備局では、今後30年間の河川整備や管理を定める計画を策定しました。そこで「江の川のことから考える会」を次のとおり開催し、市民のみなさんからご意見をいただきました。ぜひご参加ください。

日時 8月12日(水) 13:00〜15:00



市営住宅の入居を募集します

※無料
場所 クリスタルアージョ 4階小ホール

【公営住宅】

所得制限(上限)あり
①北生住宅
所在 美土里町生田
広さ 3DK
戸数 1戸

【高層若者用マンション】

②虹のマンション
所在 高宮町佐々部
広さ 住宅ワンルーム
戸数 2戸

【特定公共賃貸住宅】

所得制限(下限・上限)あり
③尾原住宅
所在 向原町坂
広さ 4DK
戸数 1戸

※制限項目や立地条件などは、事前にお問い合わせください。
※申し込みを希望される方は、申込書等を住宅政策課で用意しております

すので、お問い合わせください。

【申込期間】

8月10日(月)から8月24日(月) 17:00まで(必着)

自衛官募集

〜平和を仕事にする〜

自衛隊司令部募集案内所

☎082-815-3980

【自衛官候補生(男子)】

資格 18歳以上27歳未満(応募資格の詳細はお問い合わせ下さい)

試験 受付時にお知らせします
受付 年間を通じて行っております(詳細はお問い合わせ下さい)

【自衛官候補生(女子)】

資格 18歳以上27歳未満(応募資格の詳細はお問い合わせ下さい)

試験 9月25日〜29日のうち指定する1日
受付 8月1日〜9月8日

【一般曹候補生】

資格 18歳以上27歳未満(応募資格の詳細はお問い合わせ下さい)

一次試験 9月18日・19日のうち指定する1日

NHKBSプレミアム

「ふるりの旅」

心に残るエピソード募集

募集

NHKふれあいセンター
☎0570-066-066 (ナビダイヤル)

「こころの旅」2015秋の旅」は、9月21日徳島県を出発し、10月5日岡山県、10月

お知らせ

**引揚者の方々からお預かりした
通貨、証券類の返還**

広島税関支署
 ☎ 082-505-6921

【返還の対象】
 ①終戦後外地（海外）から引き揚げてこられた方が、上陸後に税関または、海運局に預けられた通貨、証券類（※）など
 ②外地の引揚集結地において、総領事館などに預けられたものうち、日本に送還された通貨、証券類など
 ※通貨とは、旧日本銀行券、中華民国紙幣、満州中央銀行券、旧ソ連紙幣

【応募方法】
 Hpから
 「こころの旅」で検索
 FAXで
 03-3465-1327
 はがき・封書で
 〒150-8001
 NHK「こころ旅」係へ

【締切】 9月7日必着

証券類とは、日本国債（大東和戦争特別国庫債券、割増金付勸業債券、復興貯蓄債券、その他の債権）、預貯金証書通帳、生命保険証書
【請求手続き】
 ①税関・海運局、または総領事館が発行した保管証や預かり証が必要ですが例外もあります。
 ②ご家族の方の返還請求も可能です。お心当たりの方は最寄りの税関までお問い合わせください。

宝くじの助成金で 備品を整備

政策企画課 ☎ 42-5612

平成27年度のコミュニティ助成事業（一般コミュニティ助成事業）を活用して、備品を整備されました。
 このコミュニティ助成事業は一般財団法人自治総合センターが宝くじの社会貢献広報事業として、コミュニティ活動に必要な施設や備品を整備するために助成しているものです。
 「丹比地区振興会」
 整備内容（製餅機、折りたたみ

②半額免除の場合

保険料の半額免除というのは、毎月保険料の半額が免除されるのですが、残りの半額の保険料は必ず納めなければなりません。
 平成27年度では、半額免除を受けると月額7,800円が免除され、残りの7,790円は納付しなければなりません。この7,790円の保険料を毎月納付しないと半額免除が承認されず、保険料未納期間として扱われてしまいます。

③4分の1免除の場合

4分の1免除というのは、毎月の保険料の4分の1が免除されるのですが、残りの4分の3の保険料は必ず納めなければなりません。
 平成27年度では、4分の1免除を受けると月額3,900円が免除され、残りの1,690円は納付しなければなりません。この1,690円の保険料を毎月納付しないと4分の1免除が承認されず、保険料未納期間として扱われてしまいます。

【保険料の納期限】

国民年金の保険料には納期限があります。毎月の保険料は、翌月末日までに納付しなければなりません。
 そして、2年を経過すると時効によって保険料を納めることができなくなります
 （※後納制度を利用すれば10年間遡って納めることはできますが、その場合、免除された額ではなく、全額納付する必要があるります）。

保険料の一部免除を受けた場合でも、残りの免除されていない保険料については、この納期限までに納めなければなりません。ご注意ください。



福祉

後期高齢者医療

限度額適用・標準負担額減額認定証の更新

保健医療課 ☎ 42-5619
 後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証（減額認定証）をお持ちの方は、毎年8月に、世帯の課税状況により認定区分が決定されます。

より認定区分が決定されます。

テーブル、かき氷機、ボン菓子機、バーベキューコンロ、ガス釜、炊飯ジャー、ウォータークーラー、発電機、わた菓子機）

平成27年国勢調査を実施します

総務課 ☎ 42-5611

平成27年10月1日現在、日本に住んでいるすべての人及び世帯を対象として国勢調査が実施されます。

●今回の調査から、インターネット・スマートフォンで簡単に回答ができるようになりました。

インターネット回答期間

9月10日～20日

インターネット回答以外の方は紙の調査票を配布します。



該当する方には、新しい減額認定証が郵送されます。
【郵送時期と郵送方法】
 平成27年7月22日以降に広島県後期高齢者医療広域連合から送付される保険証に、新しい減額認定証が同封されています。

※現在、減額認定証をお持ちの方であっても、平成27年度の市民税課税世帯の方は、新しい減額認定証は交付されません。

【限度額適用・標準負担額減額認定証（減額認定証）とは？】
 医療機関等を受診される際、減額認定証を窓口で提示することにより、医療費の1か月あたりの自己負担額や、入院時の食事代が減額されます。

（下表①を参照）

対象となるのは、市民税非課税世帯の方です。減額認定証が必要な方は、保険証・印鑑を持参の上、市役所（保健医療課又は各支所窓口係）で申請を行ってください。減額認定証は、申請した月の初日から適用となります。

調査票での回答
 10月1日～7日
 総務省統計局Hp
<http://kokusei2015.stat.go.jp>



年金

**一部免除を受けたときは
残りの保険料の納付を
忘れずに**

三次年金事務所
 ☎ 0824-62-3107

【保険料の一部免除とは】

国民年金の保険料には、本人・世帯主・配偶者の前年の所得（1月から6月までに申請する場合は前々年の所得）が基準以下の場合には、申請して承認されると納付が免除

される制度があります。この場合免除される保険料額には、全額、4分の3、半額、4分の1の4段階があります。
 このうち、4分の3免除、半額免除、4分の1免除は、納付すべき保険料の一部が免除されることから一部免除といえます。この一部免除を受けた保険料の残りの保険料、つまり免除を受けていない保険料は、必ず納めなければなりません。この保険料の納付を怠ると免除が承認されても保険料未納期間となってしまうので、注意が必要です。
①4分の3免除の場合
 保険料の4分の3免除というのは、毎月の保険料の4分の3が免除されるのですが、残りの4分の1の保険料は必ず納めなければなりません。
 平成27年度の場合では、4分の3免除を受けると月額11,690円が免除され、残りの3,900円を納付しなければなりません。この3,900円の保険料を毎月納付しないと4分の3免除が承認されず、保険料未納期間として扱われてしまいます。

後期高齢者医療制度 被保険者証（保険証） の定期更新

保健医療課 ☎ 42-5619

後期高齢者医療被保険者証は、毎年、8月1日から新しい保険証に変わります。新しい保険証は水色です。
 8月1日以降に病院等に行く

ときは、必ず新しい保険証を提示してください。有効期間が過ぎた古い保険証は使えません。
 8月に入っても保険証が届かない場合は、市役所保健医療課にお問い合わせください。
【保険証の送付時期】
 平成27年7月22日以降に広島県後期高齢者医療広域連合から普通郵便で送付されています。

表① 自己負担限度額（月額）及び入院時食事代（1食あたり）

所得区分	外来 + 入院 (世帯単位)		入院時食事代
	外来 (個人単位)		
市民税 課税世帯	現役並み 所得者	80,100円 ●医療費が267,000円を超えた 場合はその超過額の1%を加算	260円
	一般	44,400円	
市民税 非課税世帯	低所得者Ⅱ	24,600円	※90日まで210円 ※90日を超えると 160円
	低所得者Ⅰ	15,000円	100円

※入院時食事代の90日判定は、過去12か月の入院期間（低所得者Ⅱの適用を受けた期間に限ります）で判定され、申請が必要です。

8月の相談

相談会名	相談内容	日にち	時間	場所	予約及びお問い合わせ先	
巡回無料弁護士相談会 <small>注) 相談時間はお1人30分までです 注) 相談回数は同じ相談では1回に 限ります 注) 訴訟中の相談の場合、弁護士に 利害関係がある場合相談をお断りす る場合があります</small>	弁護士が無料でさまざまな相談をお受けします	8月12日(水)	13:00 ~ 16:00	吉田人権会館	7月23日(木) 吉田人権会館 から受付 ☎ 42-2826	
		8月27日(木)	13:00 ~ 16:00	甲田人権会館	8月12日(水) 甲田人権会館 から受付 ☎ 45-4922	
年金・労働無料相談会	年金・労働のお悩みに社会保険労務士がお答えします	8月19日(水)	15:30 ~ 18:30	クリスタリアージュ 視聴覚室	広島県社会保険労務士会三次支部 道沖祐子 社労士事務所 ☎ 52-3555 090-8608-8146	
行政相談	行政相談委員が国の機関へ苦情や意見などお受けします	美土里会場	8月10日(月)	10:00 ~ 15:00	美土里支所	総務課 ☎ 42-5611
		高宮会場	8月15日(土)	10:00 ~ 15:00	たかみや人権会館	
		甲田会場	8月25日(火)	13:30 ~ 15:30	甲田支所	
		向原会場	8月11日(火)	10:00 ~ 15:00	向原支所	
くらしの総合相談	国の機関へ苦情や意見・暮らしの心配事の相談などお受けします	8月6日(木)	10:00 ~ 15:00	吉田人権会館	吉田人権会館 ☎ 42-2826	
		8月20日(木)				
総合相談 高宮会場	さまざまな暮らしの心配事相談をお受けします	8月11日(火) 8月25日(火)	18:00 ~ 20:00	たかみや人権会館	予約は相談日 の5日前まで たかみや人権会館 ☎ 57-1330	
心の相談	精神的なしんどさ、生活のしづらさについて専門家が相談をお受けします	8月27日(木)	13:30 ~	保健センター	予約が必要 保健医療課 ☎ 42-5633	
生活困窮者相談	生活保護など生活困窮に対する相談をお受けします	平日	8:30 ~ 17:15	電話・窓口相談	社会福祉課 ☎ 42-5615	
障害者相談	障害者やその家族の方などのお悩みをお受けします	平日	8:30 ~ 17:30	電話・窓口相談	障害者基幹相談支援センター ☎ 47-1080	
		平日	8:30 ~ 17:00	電話・窓口相談	清風会つぼみ ☎ 47-2092	
		平日	9:00 ~ 18:00	電話・窓口相談	相談支援事業所もやい ☎ 45-2320	
消費生活相談	悪質な商取引に関する消費者相談をお受けします	水・金曜日	9:30 ~ 12:00 13:00 ~ 16:30	電話・窓口相談	消費生活相談室 ☎ 42-1143	
広島県 小児救急医療電話相談	子どもの急な病気について休日や夜間にアドバイスが受けられます	毎日	19:00 ~ 翌8:00	電話相談	☎局番なしの# 8000 (携帯電話からも利用可)	

8月の休日・夜間の救急医療

■高田地区休日夜間救急診療所
 [JA吉田総合病院] (吉田町)
 平日 17:00 ~ 翌朝8:30
 日・祝日 8:30 ~ 翌朝8:30
 【内科・外科】 ☎ 42-0636
 ■おおはた産婦人科 (吉田町)
 8月23日(日) 【産婦人科】
 ☎ 42-0067
 ※都合により変更になる場合があります。出かける前に医療機関へお問い合わせください。

「一部負担金の割合が変更となる方がいます」
 前年(平成26年)の1月、12月の所得状況等を基に、負担割合(1割または3割)を判定します。その結果、今までお持ちの保険証と一部負担金の割合が変更となる方がいますので、保険証を確認してください。

声で広報をお届けします
 社会福祉課 ☎ 42-5615
 市内にお住まいの目の不自由な方に、「広報あきたかた」の内容をカセットテープに録音した「声の広報」をお届けします。利用料は無料です。利用を希望される方は、社会福祉課までご連絡ください。

人口

総人口…30,358人
 (30,712人)
 男…14,577人
 (14,753人)
 女…15,781人
 (15,959人)
 世帯…13,579戸
 (13,546戸)
 ■平成27年7月1日現在
 ※外国人を含む
 ※()の数字は前年同月数値

8月の納税

市県民税第2期
 国民健康保険税第3期
 納期限: 8月31日

夜間納付窓口

開設日
 8月27日
 (17:15 ~ 19:00)
 開設場所 税務課
 (本庁第1庁舎1階)

求人求職状況(5月分)
 月間有効求職者数 511人
 月間有効求人倍率 683人
 1.34倍
 お仕事のご相談・求人募集はハローワークをご利用ください!
 ☎ 42-0605
 FAX 42-0224

「安芸高田市ふるさと応援寄付金」をいただきました
 本当にありがとうございます。誠にありがとうございました。
 【寄付者】
 藤田 博雄 様
 福永 浩太郎 様
 本田 昭吉 様
 小早川 博 様
 (平成27年7月1日現在)

およろこび

吉田町	岡下 輝 ^{きら} 姫 ^り (女)	美土里町	向原町
もりぐち たにうらうら じょりえ MORIGUCHI TANIUTI LAURA JOLIE (女)	八千代町	仁 張 優 杏 ^{あん} (男)	山崎 穂 奈 美 ^{なみ} (女)
沖 土 居 将 泰 ^{やす} (男)	上 河 内 美 羽 ^み (女)	甲 田 町	山 永 翔 太 ^{しょう} (男)
甲 田 悠 真 ^{ゆう} (男)	岡 崎 蒼 太 ^{そう} (男)	田 中 咲 翔 ^{さく} (男)	新 竹 未 悠 ^み (女)
山 本 莉 菜 ^{れい} (女)			

おくやみ

吉田町	(佐々井) 田中 静子 79歳	高宮町	(上小原) 下田 武男 81歳
(吉田) 三宅 淑子 79歳	(佐々井) 磯部 峻治 74歳	(佐々部) 戸田 次三 87歳	向原町
(吉田) 佐々木 ミキエ 85歳	(上根) 谷川 忍 82歳	(佐々部) 今井 ヤエコ 86歳	(坂) 前田 マサコ 86歳
(吉田) 丸下 照男 73歳	(上根) 井上 ユミ子 87歳	(佐々部) 吉川 イサミ 87歳	(坂) 藤井 富美子 85歳
(吉田) 今井 勇策 87歳	(上根) 田口 信幸 79歳	(原田) 塚本 ヨシノ 101歳	(坂) 小野 幸子 82歳
(桂) 大前 鉄省 87歳	(下根) 亀島 昇 67歳	(原田) 宇都宮 徹子 89歳	(坂) 梶原 芳子 86歳
(長屋) 宗吉 毅治 92歳	(下根) 鹿本 和子 74歳	(川根) 瀬川 廣美 88歳	(有留) 岡本 孝子 77歳
(多治比) 廣本 賢作 65歳	美土里町	(川根) 風呂本 勝彦 76歳	(有留) 石丸 幸枝 95歳
(常友) 佐々木 イソエ 92歳	(横田) 村上 勇 95歳	甲田町	(有留) 大久保 シズエ 92歳
(上入江) 升本 房子 91歳	(横田) 土井 博 74歳	(高田原) 押川 愛子 74歳	(戸島) 田口 ヨシコ 91歳
(佐々井) 山口 芙美子 74歳	(横田) 増田 トシエ 98歳	(高田原) 金羽木 憲二 81歳	
		(下甲立) 松田 一三 84歳	

敬称略
 ※このおよろこびとおくやみは掲載を承認された方のみ掲載しています。市外で届けられた方で名前の掲載を希望される方は、政策企画課 ☎ 42-5612までご連絡ください。

新企画 思い出のメッセージ花火募集

- ・ 仲間で結婚式のお祝いに
 - ・ 大切な人への感謝の気持ちを込めて
- 10口限定、1口5万円**

司会がメッセージをみなさんに披露して特別な花火を打ち上げます。

お申込みは、安芸高田花火大会実行委員会事務局
(☎0826-47-4024) まで

無料送迎シャトルバス時刻表

各地域から無料送迎シャトルバスを運行します。乗車を希望される方は、出発の時間までに集まってください。

《乗降場》 はじ丸館駐車場

会場行き
★上土師グラウンド駐車場
→会場
15:00発以降随時

●向原駅発～吉田本庁経由

向原駅	本庁	会場
15:30	15:50	16:10
16:20	16:40	17:00
17:00	17:20	17:40
17:40	18:00	18:20

●鳥信JA駐車場発

鳥信JA駐車場(美土里)	会場
15:30	15:50
16:00	16:20
17:00	17:20
17:30	17:50

●八千代支所発

八千代支所	会場
15:00	15:20
↓	
18:30	18:50

●甲田支所発～吉田本庁経由

甲田支所	本庁	会場
15:30	15:50	16:10
16:00	16:20	16:40
17:00	17:20	17:40
17:30	17:50	18:10

●本庁発

本庁	会場
17:00	17:20
17:40	18:00
17:50	18:10
18:30	18:50
18:40	19:00

※八千代支所から会場行きについては、15:00から18:30まで20分間隔でピストン輸送を行います。

※当日は大変な混雑が予想されます。年々駐車場の満車時刻が早まっていることもあり、皆様にはお早目のご来場をお願い致します。なお、シャトルバスにつきましても、早い時間帯であれば席に余裕がございますので、できるだけ早い時間帯でのご利用をお願いいたします。

各支所行き

●八千代支所行き

会場	八千代支所
20:10	20:30
↓	
22:30	22:50

●向原駅行き

会場	向原駅
20:40	21:20
21:10	21:50
22:00	22:40
22:30	23:10

●本庁行き

会場	本庁
20:40	21:00
※バスが2台出ます。	
21:30	21:50
※バスが3台出ます。	
22:30	22:50
※バスが2台出ます。	

※八千代支所行きについては、20:10より22:30の最終便まで20分間隔でピストン輸送を行います。

●鳥信JA駐車場行き

会場	鳥信JA駐車場(美土里)
20:40	21:00
※バスが2台出ます。	
22:00	22:20

●甲田支所行き

会場	甲田支所
20:40	21:10
※バスが2台出ます。	
21:40	22:10
※バスが2台出ます。	

募金箱の設置

ご協力いただける市内の商店に募金箱を設置しています。大会を成功させるため、募金をお願いします。

協賛金のお願い

昨年も大会を応援していただける商店や事業所をはじめ

多くの市民の皆さんから協賛金をいただきました。今年も、多くの皆様のご協力をお願いします。

なお、振込用紙を新聞折り込みと市役所各支所や市内各郵便局、商店などに設置します。1口1,000円より受付ており、協賛していただいた方は市ホームページでご紹介させていただきます。

フォトコンテスト作品募集!

安芸高田市観光協会HPをご覧ください。安芸高田市観光協会URL (<http://akitakata-kankou.jp/>)

- 第十二回
- 安芸高田花火大会
- 第一景 オープニング 楽園花火
- 第二景 悠久のせせらぎ
- 第三景 ハイサイ!元気にしているの?!
- 第四景 ほたる
- 第五景 蒼い湖面
- 第六景 夢見る初恋
- 第七景 風の大地
- 第八景 遠い空の物語
- 第九景 百花繚乱
- 第十景 スペースファンタジー

会場 土師ダムのどごえ公園

日時 8月29日(土)

15:00～ オープニング
19:30～ 花火打上

※悪天候の場合は中止となることがあります。
※中止となった場合開催の順延はありません。

お問い合わせ

安芸高田花火大会実行委員会 (安芸高田市商工会青年部・安芸高田市・安芸高田市商工会)

事務局：商工観光課 ☎0826-47-4024

●交通規制にご協力ください

大会当日は大変混雑します。会場周辺の一部は車両進入禁止となりますので、係員の指示に従ってください。例年、のどごえ公園周辺駐車場は早期に満車となります。八千代支所周辺駐車場・上土師グラウンド駐車場・各支所周辺駐車場とシャトルバスを利用してください。

